

家庭数

PTA 会員のみなさま

令和 4 年 5 月 13 日

横浜市立桜井小学校
PTA 会長 橋本 詩子
校長 金子 祐治

令和 4 年度 P T A 総会（書面決議）のご報告

日ごろより桜井小学校 P T A 活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年度 P T A 総会（書面決議）が無事行われ、4 月 28 日（木）までにご提出頂いた「令和 4 年度 P T A 総会不承認届出書 兼 質問書」を集計し、全ての議案が可決されましたことをご報告いたします。

総会開催成立要件 : 出席者数 292 / 会員数 292 総会開催成立

議案可決要件 : 賛成者数 292 / 出席者数 292 議案成立

第 1 号議案	令和 3 年度 P T A 活動報告	不承認 0 件	質問 0 件
第 2 号議案	令和 3 年度 P T A 会計決算報告	不承認 0 件	質問 0 件
第 3 号議案	P T A 規約第 18 条改正の発議	不承認 0 件	質問 0 件
第 4 号議案	令和 4 年度 P T A 活動予定案	不承認 0 件	質問 0 件
第 5 号議案	令和 4 年度 P T A 会計予定案	不承認 0 件	質問 0 件

《 P T A 総会（書面決議） 》

総会開催成立要件 ・ 議案の可決要件

P T A 規約第 18 条

「総会は、委任状を含む全会員の 1/3 以上の出席をもって成立し議事は出席者の過半数で決定する。」

P T A 規約第 31 条

「この規約は、総会において出席者の 2/3 以上の賛成があれば改正することができる。」

以上の規約に基づき、令和 4 年度 P T A 総会は、「不承認届出書 兼 質問書」の提出数と全議案承認数の合計が全会員の 1/3 以上となることから総会成立要件を満たすとし、「不承認届出書 兼 質問書」の各議題の不承認数が 1/2 未満（規約改定は 1/3 未満）であることから、可決となりました。